

# はまだ お米クーポン券

## 利用店舗用 取扱マニュアル



「はまだ お米クーポン券」は、主食用米の高騰により市民生活に大きな影響を与えていることから、クーポン券の配布によりお米の購入に係る支援をするものです。

### ご注意

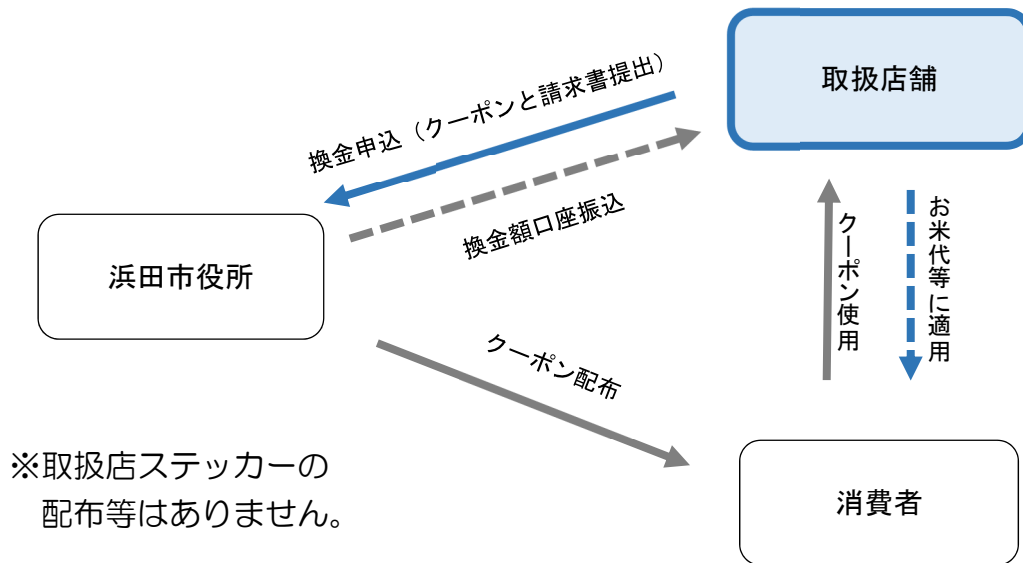
この「はまだ お米クーポン券」(以下、クーポン)は、「**浜田市共通商品券**」(浜田商工会議所発行)、これまで行った「**プレミアム付はまだ応援チケット**」(はまだ応援チケット実行委員会発行)とは取扱方法等は異なります。

換金場所・換金方法などが違ってまいりますので、取扱には十分ご留意いただきますようお願いいたします。

#### 1. はまだ お米クーポン券

発行者	浜田市（農林振興課）
名称	はまだ お米クーポン券
配布総額	5千万円
額面	1世帯あたり1000円券×2枚 ※お米生産農家などでお米を購入されない方は、取扱店舗においてお米以外の商品も購入可能とする。
有効期間	令和7年8月1日（金）～令和7年11月28日（金） （期限を過ぎたクーポンは使用できません。）
配布方法	広報はまだ8月号に併せてクーポン券を配布
利用対象者	浜田市内に在住する世帯（クーポン券が必要）
利用制限	1世帯につき2枚（2000円分）まで

## 2. チケットのながれ



## 3. クーポンの見本 (案)

※別紙見本をご確認ください。

【構成】1枚=1000円券×2枚(ミシン目があり、1枚ずつ切り離して使用できます)

(表面)

NO.00001  
**はまだ お米クーポン券**  
**1,000円**  
**有効期間: 令和7年8月1日(金)~11月28日(金)**  
 お米を購入されない方は、本券取扱店舗でお米以外の商品も購入可能です。  
 ※たばこ、金券及び公共サービスの支払いはできません。  
 ※他の商品を購入される場合は、にをお願いします。

お米以外の商品を購入します

(裏面)

**お米クーポン券をご利用の際は以下をご記入ください。**  
 また、代理で利用される方も氏名をご記入ください。

氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 浜田市 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 代理人 \_\_\_\_\_

店舗確認印 \_\_\_\_\_

※ご提供いただいた情報は、本事業のためのみに使用し、その他の用途には利用しません。

Annotations:

- コピーすると“透かし”の絵が消えます。
- 有効期間に注意してください。
- お米以外に使われる方はを記入してもらってください。
- 記載のあるもののみ有効としてください。
- 従業員の方の認印などを押印ください。
- 代理で購入する方には、どなたの代理か分かるように氏名、住所、電話番号の記載していただけてください。

## 4. お客様（消費者）への対応

- ◆取扱ができるクーポンかどうか確認してください。
- ◆クーポンを受け取る際には、ミシン目で切り離した状態で受け取ってください。
- ◆クーポンの額面相当分のお米代等への適用をお願いします（現金と同じ取扱い）。  
ただし、クーポンの額面に満たない使用の時は、釣銭は出さないでください。
- ◆有効期間【令和7年11月28日（金）】を過ぎたクーポンは、取り扱えません。
- ◆他の商品券等との併用は可能です。

## 5. 汚損・破損したクーポンへの対応

お客様（消費者）が汚損・破損したクーポンをお持ちになった場合、以下の2点にあてはまれば使用していただいても構いません。

- ・クーポンの3分の2以上が残っている
- ・偽造防止特殊処理が残っている

## 6. クーポンの換金方法

### 1. 換金手続き

換金は換金取扱窓口において、以下の指定日に手続きができます。

令和7年		
8月20日（水）	9月3日（水）	9月24日（水）
10月15日（水）	10月29日（水）	11月19日（水）
12月3日（水）	12月17日（水）	

**令和7年12月17日（水）午後5時まで**

（上記期間を過ぎるといかなる場合も換金できませんのでご注意ください。）

### 2. 換金取扱窓口

下記の市役所本庁及び各支所で換金手続きをすることができます。

浜田市役所	担当課名	受付時間（平日）
本庁	農林振興課	9：00～17：00
各支所	産業建設課	

### 3. 換金の際に必要なもの

#### ①身分証

#### ②使用済みクーポン

- ・クーポンのみでまとめてください。枚数が多い場合、50枚単位で輪ゴムなどでくくって下さい。
- ・糊やホッチキス等でとめないでください。1枚ずつ離れた状態でお持ち込み下さい。

#### ③交付申請書兼請求書

#### ④通帳（浜田市に口座登録がある場合は、なくても構いません。）

### 4. 手数料等

換金手数料など取扱店舗の負担はありません。

### 5. 換金手続についての注意点

- ①換金額は現金で受け取ることは出来ません。口座への入金となります。
- ②換金・振込に係る手数料はかかりませんが、原則浜田市への口座登録のある金融機関での換金にご協力ください。
- ③一度に大量の枚数の換金を申し込まれる際には、換金取扱窓口でのクーポンの枚数確認に時間を要するため、窓口でお待たせする場合があります。

### 6. 「交付申請書兼請求書」の記入について

用紙が不足する場合は、お手数ですがコピーして使用していただきますようお願いします。

（上段）

様式第1号（第4条関係）	年 月 日
浜田市長 様	
申請者 住所	団体名
	代表者名
	電話番号
米価等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書	
浜田市米価等物価高騰対策支援給付金の交付を受けたいので、浜田市米価等物価高騰対策支援給付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。	
市長が浜田市米価等物価高騰対策支援給付金交付要綱第5条の規定により給付金の交付を決定したときは、下記のとおり給付金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。	

（下段）

記	
1 交付申請額（請求額）	円
2 お米クーポン券引渡し枚数	枚
お米クーポン券（1枚当たり1,000円）× _____ 枚	
指定口座	
金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ
4 添付資料	(1) 確認印を押印したお米クーポン券 (2) 事業者であることが確認できる書類等

## 7. 取扱店舗へお願い

- ◆クーポンはお米の代金への適用を基本としますが、他の商品に適用していただいても構いません。ただし、その際はクーポン券の表面のチェック欄の記載があるか確認してください。
  - ◆取扱店舗であることが分かるステッカーの配布等はありませんので、お客様（消費者）に分かるよう、掲示物を作成するなどのご協力をお願いします。
  - ◆クーポンが偽造されたものと判断できる等、不正使用が明らかな場合は、クーポンの受取を拒否するとともに、その事実を速やかに浜田市役所農林振興課に連絡してください。
  - ◆クーポンの交換、譲渡及び売買はできません。
  - ◆**クーポンは、たばこ、換金性の高いもの、税金・保険料・使用料、浜田市指定ゴミ袋、その他公序良俗に反するものには使用できません。**
  - ◆クーポンを、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払に使用することはできません。
  - ◆クーポンと現金の交換はできません。
  - ◆クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して浜田市役所は責任を負いません。
- ※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるクーポンの使用が発覚したときは、損害賠償、換金の拒否等の処分を行う場合があります。
- ◎店舗情報等に変更が生じた場合は浜田市役所農林振興課にご連絡ください。

### はまだ お米クーポン券配布

《お問い合わせ先》

浜田市役所農林振興課

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地  
電話 0855-25-9510（直通）平日のみ  
0855-22-2612（代表）  
受付時間 8：30～17：15